環　境　省　　２０２１・１０

環境大臣　様

私たちは、動物愛護の観点から、動物の命が大事にされる社会になる目的を持って活動をしております。この度、下記の要望をさせて頂きます。

民法で、動物は“モノ”ではなく、“命を持つ存在”である事を認めて頂きたいのです。

動物愛護法では、『命あるもの』とされてはいますが、警察、各行政機関、さらにはペットショップなどの生体小売業においては、“モノ”扱いが未だに続いています。令和時代になった現在においても、動物虐待、ネグレクト、里親詐欺などが後を絶たず、“命”である認識が弱い状況が続いています。

すべての根本的な解決策として、まず、『動物はモノではない！』と定める事により、人間の動物に対する見方も変わり、扱いも“モノ”から“命”になる事で、動物福祉の向上にも繋がり、様々な問題をクリア出来る社会になっていくのではないでしょうか。私たちはこの事を強く要望致します。

NPO　あにまる同盟

署　名　欄

名　　前	住　　所